

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）
の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「五千元」を「四千元」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十四年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に、この条例による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第七條第二項に規定する旅行したことにより支給することとなった日額旅費で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。